

新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について

令和4年1月13日

新型コロナウイルス感染症三次市対策本部

令和4年1月13日に開催された新型コロナウイルス感染症広島県対策本部員会議において変更された『まん延防止等重点措置』の適用に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策（以下「集中対策」という。）、本市及び県内の感染状況等を踏まえ、次のとおり取り組むものとする。なお、感染の状況や国・県の対応等を踏まえ、適宜見直すものとする。

1 市民及び事業者への呼びかけ

引き続き基本的な感染防止対策を徹底していただくことに加え、次の事項を呼びかける。

- (1) 外出機会の半分削減、及び事業所におけるテレワークの活用等による出勤者の削減
- (2) 特に、20時以降の外出の削減と20時以降の勤務の抑制
- (3) 同居する家族以外との会食を控えること（ただし、同居する家族以外での会食等において、アクリル板等の物理的対策が適切に導入されている飲食店を利用する場合、又は他者との間隔を1メートル以上もしくはマスク会食が徹底されている場合はこの限りではない。）
- (4) 営業時間の短縮要請に応じない飲食店等の利用は厳に控えること
- (5) 路上・公園等での集団での飲食は行わないこと
- (6) 事業所において感染者が発生し、感染の恐れがある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して、利用者に検査や受診を呼びかけること
- (7) 同一グループで同一テーブルでの会食は4人以内とすること
- (8) 県境を越える移動は、最大限自粛すること（通勤・通学や医療機関の受診を制限するものではない。）
- (9) 県内の市町をまたぐ移動は、日常生活上必要な買い物など外出の半減と合わせ、極力、控えること
- (10) 飲食店等及び大規模な集客施設については、集中対策別紙3「施設の使用制限等」(2)に示された県の要請に協力すること

2 市の対応

- (1) ワクチン接種の推進
- (2) 中小事業者に対する支援
- (3) 市の窓口業務等における感染防止対策の徹底と業務の一部縮小
- (4) 市の主催する会議等については、原則としてWEBもしくは書面での開催とし、又は中止もしくは延期とする。

(5) 市の施設の取扱い

ア 使用を制限する施設

区 分	使用制限等
図書館	図書の貸出・返却のみ利用可
コミュニティセンター，集会所，ホール，福祉センター，屋内運動施設，屋外運動施設，キャンプ場	新規貸館・貸室，使用申請の受付を中止する。 既に使用許可を行っている場合も利用の延期や中止を要請し，延期や中止ができない場合は密にならないこと及び感染対策を徹底することを条件として使用を認める。
博物館，美術館，みよし森のポッケ，甲奴健康づくりセンターゆげんき	休館
みよしあそびの王国	使用中止

イ ア以外の施設

各施設の業種別ガイドラインを遵守し，感染防止対策を講じた上で，施設内外に混雑が生じないように入場整理等を徹底して運営する。

ウ 屋内の施設を利用する場合も，利用できる人数は，施設の収容定員の半分以上とする。（収容定員が定まっていない施設は，「利用面積/4㎡・人」を限度とする。）

エ イ及びウが実施できない施設は，使用を休止する。

オ アからエについて指定管理者等に周知する。

(6) 市主催の行事等の取扱い

市が主催（市が実行委員会の構成員である場合も含む。）する行事等は，中止又は集中対策期間後に延期することを基本方針として，再検討する。ただし，次のものを除く。

ア オンライン開催とするもの

イ 参加者が少数に限定され，かつ特定されており，3密を回避できる十分なスペース又は時間を有しているもの

ウ 法令等により，この期間に実施することが止むを得ないもの

※ 開催する場合も，「広島県におけるイベントの開催条件について」や県対処方針を遵守し，感染防止対策を徹底する。（特に，飲食場面のないようにすること及び基本的にはマスクを外す必要のない設定をすることに留意する。）

3 期間

令和4年1月14日（金）から1月31日（月）まで（ただし，2の(5)の市の施設の取扱いについては，準備等に時間を要する場合は1月17日（月）から）